

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人小茂根の郷（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人の職員として勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用弁償の支給基準)

第3条 法人は、役員等に対して、職務執行の対価として次のとおり報酬等及び費用弁償を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等及び費用弁償は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会の出席
役員等が出席したときは、別表1による報酬等。ただし、交通費の実費が、5,000円を超える場合は、別表2による報酬等及び費用弁償とする。
- (2) 理事長の報酬
別表3に定める月次報酬。
- (3) 役員等（理事長を除く）による（1）以外の業務
役員等（理事長を除く）が、前記（1）以外で法人及び施設運営のために必要な業務を行った場合は、別表4による報酬等。ただし、交通費の実費が、5,000円を超える場合は、別表5による報酬等及び費用弁償とする。また、役員等（理事長を含む）が当該業務により出張する場合は、第6条により報酬等及び費用弁償を支給する。

(報酬等及び費用弁償の支給方法)

第4条 前条(1)に定める理事会及び評議員会の出席については、開催の都度、現金支給する。

2 前条(2)に定める理事長の報酬については、法人職員の支給方法及び支給日に準じる。

3 前条(3)に定める業務については、毎月1日から末日までの分を翌月10日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

4. 報酬等及び費用弁償は法令の定めるところによる控除すべき金額がある場合には、当該金額を控除して支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 法人の役員の報酬総額は、理事が年間5,000,000円以内、監事が年間1,000,000円以内とする。

(出張に係る報酬等及び費用弁償)

第6条 役員等(理事長を含む)が、法人業務のため出張する場合は、別表6により報酬等及び費用弁償を支給する。但し、常勤役員は、法人の旅費規程に従うものとする。

2 出張による費用弁償は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、定時評議員会の議決日から施行する。
- 2 平成24年4月1日制定の社会福祉法人小茂根の郷「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は、この規程の実施をもって廃止する。
- 3 この規程は、2019年6月6日から改正する。

別表1

名 称	報酬
理事会・評議員会出席報酬等	15,000円

別表2

名 称	報酬	費用弁償
理事会・評議員会出席報酬等	10,000円	実費

別表3

名 称	月次報酬の額
理事長報酬	200,000円

別表4

名 称	報酬
役員及び評議員業務報酬等	15,000円

別表5

名 称	報酬	費用弁償
役員及び評議員業務報酬等	10,000円	実費

別表6

報酬	費用弁償		
	宿泊費	旅費	その他必要経費
20,000円/1日	15,000円/1泊	実費	実費